

飼養管理基準について

令和5年度動物取扱責任者研修会

1

2019年改正！

全65条→全99条

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定
特に以下については必要な検討を行うことを規定

①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制） ②マイクロチップの装着の義務づけ

動物取扱業のさらなる適正化
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

主な改正内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

2

施行は3段階

令和2年
6月1日
施行

- 動物の販売場所の限定
- 動物取扱責任者の要件の厳格化
- 動物に関する帳簿の備付け
- 特定動物に関する規制強化
- 勧告に従わない事業者の公表
- 動物虐待の罰則引上げ

令和3年
6月1日
施行

- 環境省令等で定める第一種動物取扱業の遵守基準
- 幼齢の犬・猫等の販売規制
- 天然記念物の指定犬の特例措置

令和4年
6月1日
施行

- マイクロチップの装着・登録義務

3

既存事業所への経過措置

令和4年
6月1日
施行

- ケージなどの大きさ・規模
- 犬猫の管理頭数①
- 繁殖制限

令和5年
6月1日
施行

- 犬猫の管理頭数②
- 動物取扱責任者の要件の厳格化

令和6年
6月1日
施行

- 犬猫の管理頭数（完全施行）

4

動物取扱業における
犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～



詳細やその他の基準については
[ガイドライン](#)を参考にしてください



5

既存事業所への経過措置

令和4年
6月1日
施行

- ケージなどの大きさ・規模
- 犬猫の管理頭数①
- 繁殖制限

令和5年
6月1日
施行

- 犬猫の管理頭数②
- 動物取扱責任者の要件の厳格化

令和6年
6月1日
施行

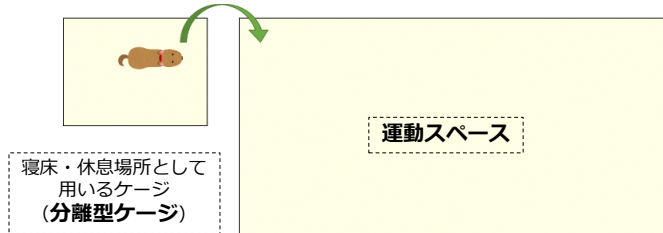
- 犬猫の管理頭数（完全施行）

6

①飼養施設：ケージ等に数値基準が定められました（p9～）

■分離型（運動スペース分離型）の基準

寝床・休息場所と別に飼養施設内に運動スペースを設置



- ・ 分離型のケージ等の基準は、**どんな業形態であっても基本的に満たす必要がある**
- ・ 飼養期間が**長期間**にわたる場合は**運動スペースの設置が必要**
※傷病個体や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断ができる場合は上記の基準が例外となることもある

7

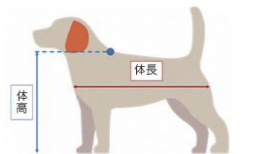
①飼養施設：ケージ等に数値基準が定められました（p9～）

■分離型（運動スペース分離型）の基準

寝床・休息場所と別に飼養施設内に運動スペースを設置

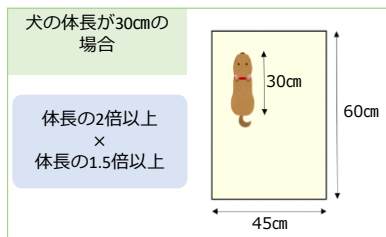
	縦	横	高さ
犬	体長の 2倍以上	体長の 1.5倍以上	体高の 2倍以上
猫			体高の 3倍以上 棚を設けた 2段 以上の構造

※日常的な動作（方向転換、立ち上がる、猫の上下運動など）を行うために必要な大きさを具体化したもの

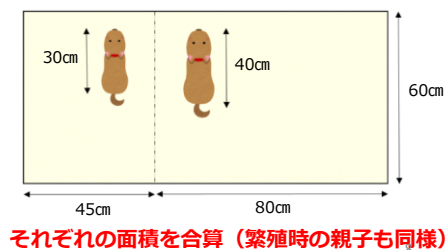


体長：胸骨端から坐骨端までの長さ
体高：地面からキ高部までの垂直距離

《分離型のケージのイメージ図》



【複数飼養】犬の体長30cmと体長40cmの場合

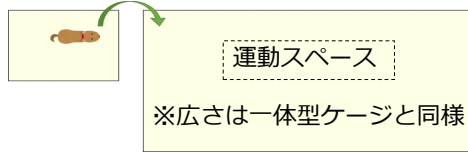


飼養期間が**長期間**にわたる場合

運動スペースの設置が必要

販売業・貸出業・展示業：**必須**

保管業・預かり訓練：**2週間以上なら**



常時利用可能
であること



- 営業時間外の店内
- 一部の時間帯しか使用しない部屋
- 屋外で真冬・真夏・悪天候時に使用することができない場合

飼養施設内の設備
であること



- 外部のドッグラン
- 外での散歩時間

飼養している動物
の数に見合ったス
ペースがあること

《例》

夜間の休息を考慮し、展示時間がAM 8 時～PM 8 時となっていることをふまえると、1日3交代（各3時間以上）が限度
→5頭分の運動スペースしかない場合、飼養できる頭数は15頭まで

9

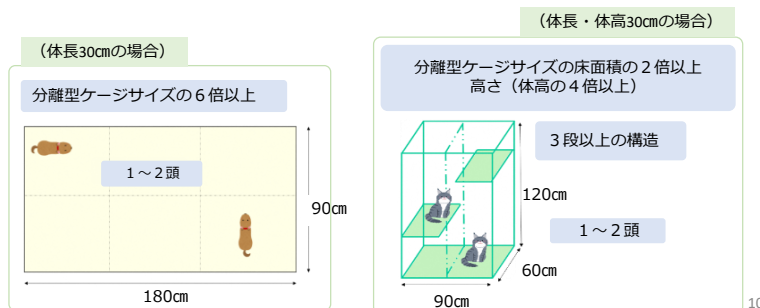
①飼養施設：ケージ等に数値基準が定められました (p9~)

■一体型（運動スペース一体型）の基準

寝床・休息場所と運動スペースが一体的に備わったケージ等を使用

	床面積	高さ
犬	分離型ケージサイズの 6倍以上	体高の 2倍以上
猫	分離型ケージサイズの 2倍以上	体高の 4倍以上 (2つ以上の棚を設けた 3段 以上の構造)

※犬は走る等の自然な運動を行える広さ、猫は上下運動が可能な広さ



10

①飼養施設：ケージ等に数値基準が定められました（p9～）

■一体型（運動スペース一体型）の基準

寝床・休息場所と運動スペースが一体的に備わったケージ等を使用

○犬を複数飼養する場合



床面積^{※1}は、

「分離型ケージサイズの**3倍以上**」×「**頭数分**」

高さは、

「最も体高が高い犬の体高の**2倍以上**」

を確保する必要があります

〔^{※1}床面積は、同時に飼養する犬のうち、最も体長が長い犬の床面積の6倍以上であること。〕

11

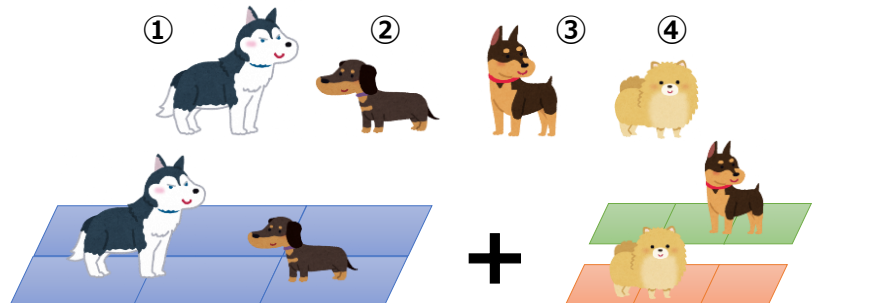
①飼養施設：ケージ等に数値基準が定められました（p9～）

■一体型（運動スペース一体型）の基準

寝床・休息場所と運動スペースが一体的に備わったケージ等を使用

○犬を複数飼養する場合

^{※1}床面積は、同時に飼養する犬のうち、**最も体長が長い犬**の床面積の**6倍以上**であること。



必ず①の**分離型6個分**の面積を確保

②の面積は考慮しない

③からはそれぞれ**分離型3個分**の

面積を確保

12

①飼養施設：ケージ等に数値基準が定められました（p9～）

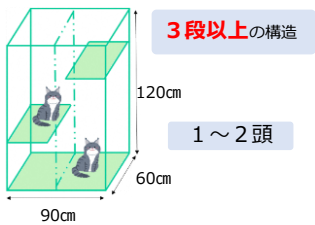
■一体型（運動スペース一体型）の基準

寝床・休息場所と運動スペースが一体的に備わったケージ等を使用

○猫を複数飼養する場合

（体長・体高30cmの場合）

分離型ケージサイズの床面積の**2倍**以上
高さ（体高の**4倍**以上）



床面積^{※2}は

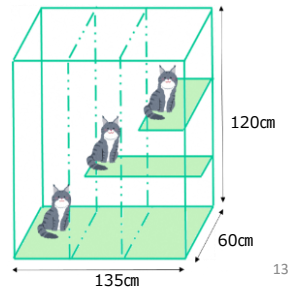
「分離型ケージサイズの面積以上」×「**頭数分**」

高さは

「最も体高が高い猫の体高の**4倍**以上」

を確保する必要がある

〔^{※2} 床面積は、同時に飼養する猫のうち、最も体長が長い猫の床面積の2倍以上であること〕



①飼養施設：ケージ等に数値基準が定められました（p9～）

■一体型（運動スペース一体型）の基準

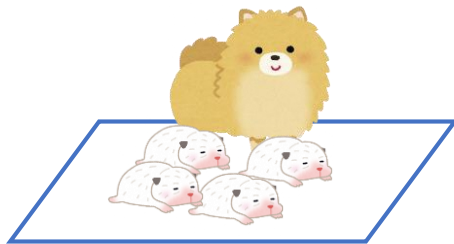
寝床・休息場所と運動スペースが一体的に備わったケージ等を使用

○繁殖時の親子（犬猫共通）

親子を**一体型ケージ**で飼養する際は**1頭分の面積を確保**

※一体型で親子を飼養保管する場合に限り、子は頭数に含まない

※親子以外の同居は不可



親 1 頭分の一体型ケージの面積を確保する

親子以外は同居不可 14

キャットルーム等、部屋での放し飼いについて

〈「ケージ等」とは〉 (p10)

- 動物の飼養又は保管のために使用する、おり、かご等の設備
- いわゆるケージそのものだけでなく、平飼いの設備や運動スペースの外周を囲う柵等の設備も含む
- **部屋等で放し飼いをしている場合は、部屋全体がケージ等に当たる**
(※十分な管理は必要、個別に判断)

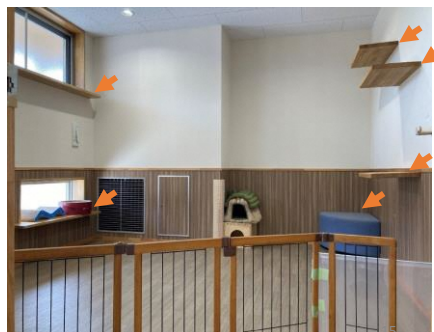
〈例〉

当センターのふれあい室

『猫の棚』にはキャットタワーや
キャットウォーク等も含まれる (矢印)



個体が乗れないほどの小さな棚
すぐに壊れるような構造のもの



■ケージ等及び訓練場の基準

従来からの基準

(動愛法施行規則第三条第2項第7号)

- 衛生管理がしやすい構造・材質
- 動物の脱走を防止できる構造・材質
- 床等に確実に固定する等、衝撃による転倒防止措置が講じられている
- 床面はふん尿等が漏れない構造



新基準

金網の床材としての使用不可

※肉球が痛まないよう適切に管理されている場合は除く

錆、割れ、破れ等の破損不可

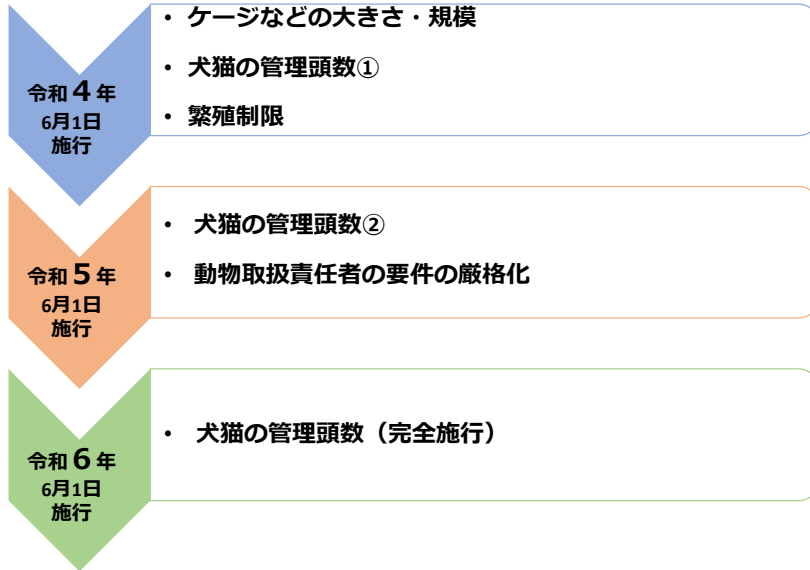
※適切な補修が行われているものは可



- タオルや新聞などがケージの一端に寄り床材を覆っていない場合
- 段ボール等の簡易的な設備をケージ等として使用
- 不安定な状態でのケージの積み重ね



既存事業所への経過措置



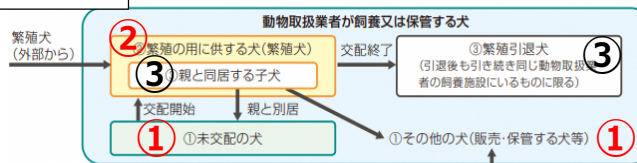
17

②飼養または保管できる動物の数に上限が定められました (p20~)

新規 R 6	1人あたり飼養保管できる頭数	うち繁殖に供する頭数
犬	20頭	15頭
猫	30頭	25頭

犬猫繁殖業者の例

図表9 飼養又は保管をする犬の区分のイメージ図(繁殖を行う場合)



員数規定の対象になるもの

飼養または保管する犬：① + ②
(1人当たり20頭まで)

そのうち繁殖の用に供する犬：②
(1人当たり15頭まで)
※繁殖実施状況記録台帳に記載する犬はこちらに含まれる

③は員数規定の対象外

- ・ 親と同居する子犬
※親と離れた時点で①に含まれる
- ・ 繁殖引退犬 (繁殖も販売もしない)
※引退後も同事業者の飼養施設にいるものに限る

18

②飼養または保管できる動物の数に上限が定められました (p20~)

P64~65

経過措置は以下のとおり

第一種動物取扱業				図表26	別表
施行日	犬 (うち繁殖犬)	猫 (うち繁殖猫)			
R3 (2021).6	— (経過期間)	— (経過期間)	—	—	—
R4 (2022).6	30頭 (25頭)	40頭 (35頭)	①	細則表一	
R5 (2023).6	25頭 (20頭)	35頭 (30頭)	②	本則表二	
R6 (2024).6	20頭 (15頭)	30頭 (25頭)	③	本則別表	

※現在1人で犬猫合わせて60頭
取り扱えるわけではない

犬猫どちらも取扱う場合は
右表を参考→

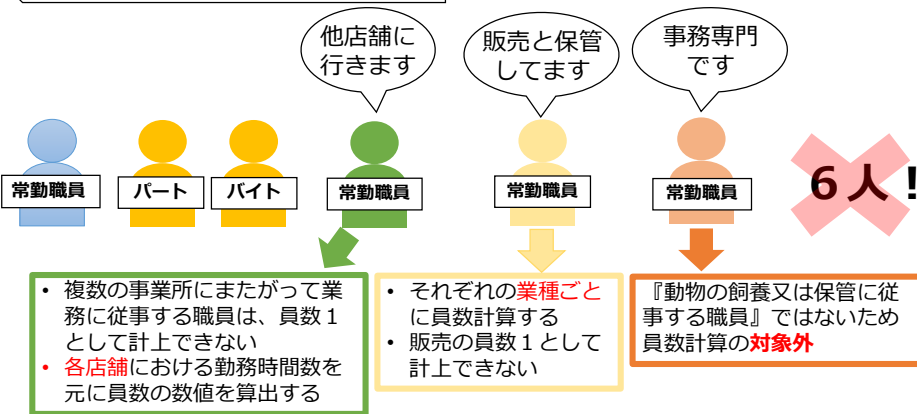
令和5年6月				令和6年6月				
飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数		飼養又は保管する 猫の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数		
	0	0				0	0	
0	0		35	30	0	0	30	25
1	1		34	29	1	1	29	24
2			33	28	2		28	23
3	2		32	27	3	2	27	22
4			31	26	4	3	26	21
5	3		30	25	5	4	25	20
6			29	24	6	5	24	19
7	4		28	23	7	6	23	18
8			27	22	8	7	22	17
9	5		26	21	9	8	21	16
10			25	20	10	9	20	15
11	6		24	19	11	10	19	14
12			23	18	12	11	18	13
13	7		22	17	13	12	17	12
14			21	16	14	13	16	11
15	8		20	15	15	14	15	10
16			19	14	16	15	14	9
17	9		18	13	17	16	13	8
18			17	12	18	17	12	7
19	10		16	11	19	18	11	6
20			15	10	20	19	10	5
21	11		14	9	21	20	9	4
22			13	8	22	21	8	3
23	12		12	7	23	22	7	2
24			11	6	24	23	6	1
25	13		10	5	25	24	5	0
	14		9	4		25	4	0
	15		8	3			3	0
	16		7	2			2	0
	17		6	1			1	0
	18		5	0			0	0
	19		4					
	20		3					
	21		2					
	22		1					
	23		0					
	24		0					
	25		0					

※本則別表をもとに作成

※附則別表第二をもとに作成

②飼養または保管できる動物の数に上限が定められました (p20~)

『1人あたり〇〇頭』...1人とは？



飼養保管に従事する時間が常勤何人分確保できるのか

②飼養または保管できる動物の数に上限が定められました (p20~)

※常勤の職員が勤務すべき時間数：

員数を算出する場合に用いる「常勤の職員が勤務すべき時間数」は、法定労働時間の上限である**週40時間**とする

※営業日数が少ない場合や営業時間が短い場合は？

動物を一時的に保管する業形態（トリミングサロンなど）
土日2日間のみ営業（1日8時間×2＝計16時間/週）の場合

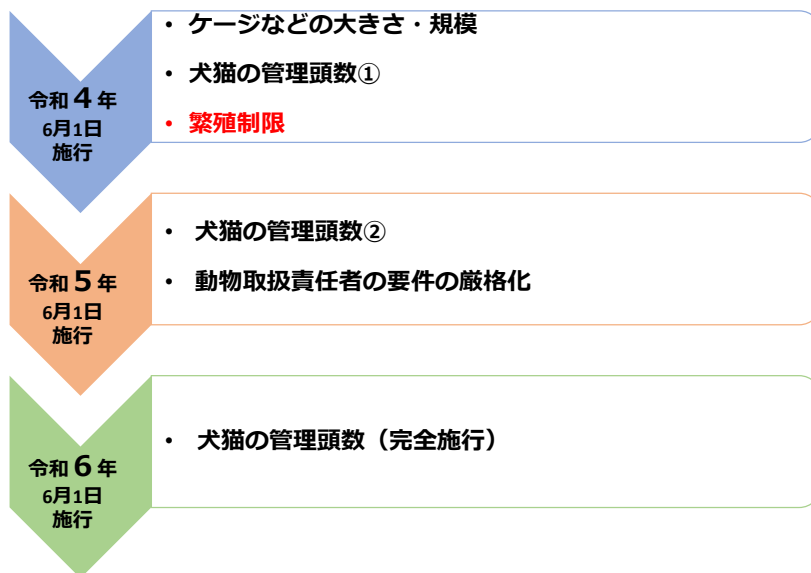


「常勤」は2日間（1日8時間）勤務する職員とし、
「非常勤」の勤務延時間数を割る数は、1.6時間として常勤換算を行う
(週延べ8時間であれば、常勤0.5人分) などの運用が考えられる

員数の確認のために各種記録を提示していただく場合があります。
P25~26の参考様式を利用し、各事業所における員数の把握をお願いします。

21

既存事業所への経過措置



22

③動物を繁殖させる際の基準が定められました(p41~)

	出産回数	交配年齢
犬	6回まで	6歳以下
	※7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配年齢を7歳までとする	
猫	規定なし※	6歳以下
	※7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配年齢は7歳以下とする	

図表20 繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱店等の種別										繁殖実施記録台帳									
年月日	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別

備考
 1 「種」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
 2 「交配年月日」欄には、交配年月日(交配年月日不明の場合は飼育開始年月日)等を記入すること。
 3 犬種において、年次別飼育を行った場合は、「母体」欄(母体の識別番号)欄に、前年度(前年度)の飼育状況(繁殖)に関する情報(動物取扱店)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せても併記すること。
 4 「種別」欄(動物取扱店)には、出産又は孵化時の「健康」「疾病」「死亡等」の個体数を記入すること。母体の場合によっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
 5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※令和3年6月~
 繁殖実施状況記録台帳への
 生涯出産回数の記入が**義務化**

③動物を繁殖させる際の基準が定められました(p41~)

参考例 出生証明書

所有者の氏名	
動物種	犬
品種等	
動物識別番号、名	
出産日(孵化日)	年 月 日 時 分
出産後の母体の状態	健・否()
出産数及び新生子の状態	第(健康) 胎数() 死亡数()
出生したところ	1. 動物取扱店、所有者の飼育施設 2. その他()
特記事項	
上記のとおり証明する。	年 月 日
(住所)	
(施設名称)	
(署名)	

帝王切開した場合、
繁殖実施状況記録台帳と共に保管する書類があります

- 出生証明書
- 母体の状態、今後の繁殖の適否に関する診断書



④動物の健康管理方法に新たな基準が追加されました (p33~)

- 1年以上**継続して飼養または保管を行う犬または猫については、
年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を**5年間保存**すること
- 繁殖の用に供する個体は雌雄ともに**繁殖の適否に関する診断**を受けさせること

該当する犬猫の例

- 繁殖用の個体
- 販売個体
- 貸出業
- 展示業（猫カフェなど）
- 譲り受け飼養（老犬・猫ホーム）など



25

④動物の健康管理方法に新たな基準が追加されました (p33~)

診断書(参考例)

実施した個体:

診断結果: 健康 ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否: 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等:
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名:
動物病院等の名称:
所在地:
電話番号:

健康診断において、特にチェックが必要な内容	異常	
	有	無
目視の飼育方法や管理状態、食飲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認 常同行動等の異常(攻撃性や不安状態等も可能なら確認する)がないか等		
全身(皮毛の状態、脱毛や肥満がないか等)		
眼の周囲(目やに等で視力に影響がないか等)		
口の周囲(歯や歯肉の状態に異常がないか等)		
四肢(肉球に傷がないか、爪が伸びすぎているか等)		
肛門周囲(糞便が固着していないか、傷やただれがないか等)		
生殖器の状態(傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等)		
他に実施した検査 血液検査の結果等があれば添付		

※動物愛護管理法第41条の2に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。
(獣医師による通報)

第41条の2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

←<<診断書参考例>>

健康診断の内容は個体の状態により獣医師が判断

(例) 身体検査、血液検査、尿検査、糞便検査など

環境省令第2条

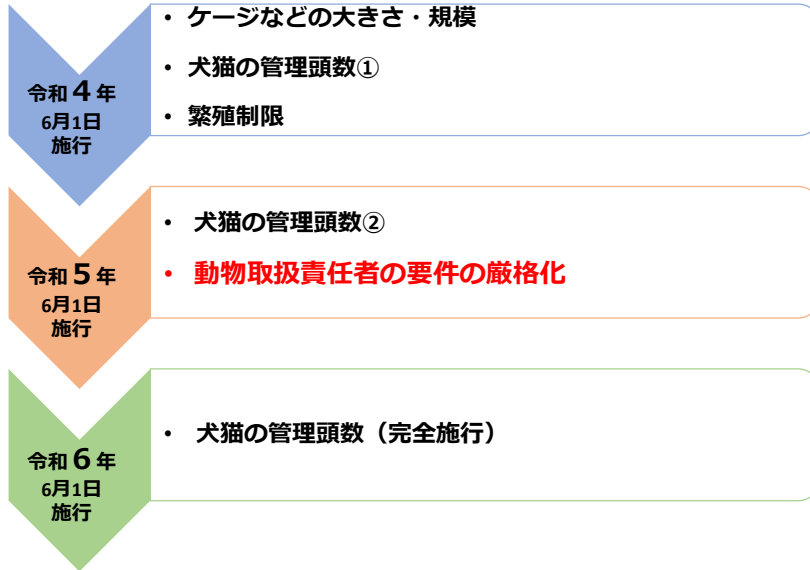
『動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること』

→健康診断の結果、病気やケガ等、治療が必要な場合は、速やかに必要な処置を行うことが必要

かかりつけの獣医師に相談を

26

既存事業所への経過措置



27

動物取扱責任者の要件の厳格化

施行規則第9条

再確認！！

《旧法》

次のいずれかであること

- 実務経験
- 教育
- 資格



次のいずれかであること

- 獣医師
- 愛玩動物看護師
- 実務経験 **or** 飼養経験 **+ 教育**
- 実務経験 **or** 飼養経験 **+ 資格**

要件を満たさない責任者は **令和5年6月まで** に
必要書類を提出する必要がありました

対象事業所に

令和 5 年 8 月：必要書類提出の通知

10 月：指導票 1 回目

12 月：指導票 2 回目（予定）

令和 6 年 2 月：指導票 3 回目（予定）



提出がない場合、

法第 19 条に基づき

令和 6 年 4 月 1 日を以って

登録の取消しまたは**業務停止**

動物取扱業者は記録・保存すべき書類があります

	書類内容	対象	保存
①	取扱う動物の帳簿	動物販売業者等	5年間
②	動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳	すべての業者	5年間
③	繁殖の実施状況	繁殖を行う 販売・貸出・展示業者	5年間
④	飼養施設の清掃・消毒・保守点検、 動物の点検の実施状況	すべての業者	5年間
⑤	健康診断書	1年以上継続して 飼養・保管を行う犬猫	5年間
⑥	定期報告	販売・貸出・展示業者	毎年届出

立入時に確認を求めめるため、常に提示できるように保存してください
記録・保存がない場合は**基準違反**となるため**行政指導**を行います

29

① 取扱う動物の帳簿（参考様式）

電子データでの保存も可

対象：**販売、貸出、展示、譲受飼養業者**

犬猫：個体ごと
犬猫**以外**：品種等ごと

【記載事項】

- ① 品種
- ② 繁殖者名等
- ③ 生年月日
- ④ 所有日等
- ⑤ 購入先
- ⑥ 販売・引渡し日
- ⑦ 販売・引渡し先
- ⑧ 販売・引渡し先が関係法令に違反していないことの確認状況
- ⑨ 販売担当者名
- ⑩ 対面説明等の実施状況等
- ⑪ 貸出目的・期間等
- ⑫ 死亡した場合には死亡日
- ⑬ 死亡原因

30

②動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について
記録した台帳（参考様式第12） 電子データでの保存も可

対象：**すべての動物取扱業者**

動物の仕入れ、販売、競り等の動物の**取引状況**

【動物販売業者等】帳簿（①）を作成している場合は記載事項に含まれるため不要

【保管業】カルテでも代用可能だが、記録項目を必ず網羅すること

③繁殖の実施状況（参考様式第10） 台帳は電子データでの保存も可

対象：**動物の繁殖を行う販売・貸出・展示業者**

スライド番号23、24を確認してください

帝王切開した場合、

繁殖実施状況記録台帳と共に保管する書類があります

・出生証明書 ・母体の状態、今後の繁殖の適否に関する診断書

紙媒体でも
保管

31

**④飼養施設の清掃・消毒・保守点検、
動物の点検の実施状況（参考様式第9）** 電子データでの保存も可

対象：**すべての動物取扱業者**

飼養施設

1日1回以上巡回を行い、保守点検を行う
定期的に清掃及び消毒を行う

動物

1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を
確認する

台帳を
調製すること

⑤健康診断書

対象：**1年以上継続して飼養・保管を行う犬猫**

スライド番号25、26を確認してください

獣医師が交付するため、**紙媒体でも必ず保管**すること

32